

金融庁 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	各府県からの第1次回審を踏まえた追加具申提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集特設部門からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回審	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年1月14日閣議決定)の進捗状況 ※前30対応方針(平成30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該後継枠を<前30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
	見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
108			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の裏面に付いて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう、適切な対応を求める。</p>	<p>○ 第1次アポイントにおいて、内閣府(防災担当)から、被害認定調査手続の簡便化や認定申請の速化については、取組の進捗をある程度把握していることであるが、内閣府(防災担当)において、被災者に資する専任認定者の導入等について、具体的な手段が分らないよう、「災害に係る住家被害認定調査実施体制の構築」の推進に関する取組が、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 ○ 内閣府(防災担当)において、被災者支援に地方公共団体の役割をより明確に規定することによって、被災者の支援がより円滑に行われることと、独自の被害認定区分を設定している事柄(介護介護被害認定調査等、実施体制の半引き)に盛り込む等し、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 ○ 第1次アポイントにおいて、金融庁及び財務省から、内閣府(防災担当)が発議した被災認定申請に関する検討について、被害認定区分を定めることと、独自の被害認定区分を設定している事柄(介護介護被害認定調査等、実施体制の半引き)に盛り込む等し、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	<p>○ 被災認定申請の速化については、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査(注)に検討の場において、被災認定申請の速化・効率化に向けた取組を行う予定。 ○ 被災認定申請の速化に関する専任認定者の導入等については、当該検討の場において、被災認定申請の速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 ○ 被災認定申請の速化に関する専任認定者の導入等については、当該検討の場において、被災認定申請の速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	<p>4【金融庁】 1) 災害対策基本法(第163条第23) 被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 2) 災害対策基本法(第163条第23) 被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 3) 災害対策基本法(第163条第23) 被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	通知等	平成30年3月23日	<p>被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	
97			<p>【全国知事会】 都道府県知事への移譲を前提として、自治「子育て方式」の活用も含めた検討をすべきである。</p>	<p>○ 被災認定申請の速化については、内閣府(防災担当)が設置する住家の被害認定調査(注)に検討の場において、被災認定申請の速化・効率化に向けた取組を行う予定。 ○ 被災認定申請の速化に関する専任認定者の導入等については、当該検討の場において、被災認定申請の速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	<p>一次回審で提出した理由に加え、被災認定申請の申請に、県外の中小企業等まで対応できるようにする必要があるため、申請を行う「所在地」においてのみ被災認定申請を行うことは、弊害にそなわらぬようにするため、主要な申請は、被災認定申請の速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	<p>4【金融庁】 1) 中小企業等経営強化法(第116条) 被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 2) 中小企業等経営強化法(第116条) 被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。 3) 中小企業等経営強化法(第116条) 被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	被災認定申請の実施体制構築	平成30年度中	<p>被災認定申請の速化については、住家の被害認定調査の効率化及び迅速化に関する取組を進め、内閣府における被害認定申請の速化について、関係府県等に地方公共団体等の協力を求め、また、そのことと地方公共団体に対して、通知していただきたい。</p>	